

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…………… 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…………… 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの…………… 取得原価
取得原価が不明なもの…………… 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産…………… 取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
 - 取得原価が判明しているもの…………… 取得原価
 - 取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のないもの…………… 取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ② 出資金
市場価格のないもの…………… 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法。ただし、連結団体においては最終仕入原価法による原価法。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）… 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 8 年～50 年
 - 工作物 2 年～50 年
 - 物品 4 年～15 年ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）… 定額法
（ソフトウェアについては、当村における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、長期貸付金については個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。但し、地方公営企業会計と第三セクター等は税抜方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
野沢温泉村国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	-
野沢温泉村介護保険特別会計	特別会計	全部連結	-
野沢温泉村後期高齢者医療事業会計	特別会計	全部連結	-
野沢温泉村下水道特別会計	特別会計	全部連結	-
野沢温泉村小水力発電事業特別会計	特別会計	全部連結	-
野沢温泉村水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
野沢温泉村観光施設事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-
一般社団法人 野沢温泉観光協会	第三セクター等	全部連結	-
株式会社 道の駅野沢温泉	第三セクター等	全部連結	-
長野県地方税滞納整理機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.03%
長野県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.13%
長野県市町村自治振興組合(電子申請)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.21%
長野県市町村自治振興組合(高速ネットワーク)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.96%
長野県市町村自治振興組合(SC・共同 VDI)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.93%
長野県市町村自治振興組合(電子自治体推進事業)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.27%
長野県市町村自治振興組合(校務支援システム)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.57%
長野県市町村自治振興組合(内部情報系システム運用管理)	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.50%
長野県市町村自治振興組合(シンククライアントシステム運用管理)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.31%
長野県市町村自治振興組合(AI 音声文字起こし)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.58%
長野県市町村総合事務組合 (一般)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.71%
長野県市町村総合事務組合 (非常勤公務災害)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.59%
東北信市町村交通災害共済事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.30%

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
北信広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.09%
岳北広域行政組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	14.41%

連結の方法は以下のとおりです。

- ・ 特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ・ 一部事務組合・広域連合は各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ・ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

（２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（３）表示単位未満の取扱い

各項目の金額を千円未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

以上